

10 自動車等損害見舞金の対象となる損害の範囲（使用形態）の運用

	「使用し」	「使用させ」
非常時（災害時）	災害時の緊急出動のために、団員がその自家用車を自ら使用した場合	災害時の緊急出動のために、団員がその自家用車を他人に運転させ又は使用させた場合
	【具体例】 1 火災等、災害現場への往復途上の損害 2 火災等、災害現場での活動中の駐車時の損害 3 台風等の警戒のための巡回中の損害	【具体例】 1 団員がその自家用車を団員の家族、他の団員又は他人に運転させて出動する場合の火災等、災害現場への往復途上及び駐車時の損害 2 団員がその自家用車を他の団員に貸して、それを借りた団員が運転して出動する場合の往復途上及び駐車時の損害 3 団員がその自家用車を他の団員に貸して、それを他人が運転して借りた団員が出動する場合の往復途上及び駐車時の損害 4 団員がその自家用車を他の団員に貸して、それを借りた団員が運転して出動した台風等の警戒のための巡回中の損害
平常時	「やむを得ず活動に直接使用し」	「やむを得ず活動に直接使用させ」
	公用車がない等の理由で、やむを得ず団員がその自家用車を消防団活動に使用する場合で、当該活動に直接使用するため拘束している間	公用車がない等の理由で、やむを得ず団員がその自家用車を他の団員に貸して、それを借りた団員が消防団活動に使用する場合で、当該活動に直接使用するため拘束している間
	【該当する場合の具体例】 1 広報・防火診断を行う場合、活動開始時から終了時までの間の損害（待機のための駐車中を含む。） 2 資器材搬送の場合、搬送開始時から終了時までの間の損害（準備、後片づけのための駐車中を含む。）	
	【該当しない場合の具体例】 1 訓練や会議の際の会場への往復途上の損害（会場での駐車中を含む。） 2 広報・防火診断のための活動場所への往復途上の損害	